



宮 崎 県 公 報

平成27年6月1日(月曜日) 第 2696 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地の変更……………(障がい福祉課) 1	頁
○有害興行の指定……………(こども家庭課) 1	
○狩猟期間の延長(2件)……………(自然環境課) 2	
○禁止された猟法の一部解除……………(“ ”) 2	
○狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除……………(“ ”) 2	
○歳入の収納の事務の委託……………(オールみやざき管課) 2	
○包括外部監査契約の締結……………(監査事務局) 3	
公 告	
○保安林の皆伐面積の限度……………(自然環境課) 3	

○第11次鳥獣保護事業計画の変更……………(自然環境課) 3	
○第二種特定鳥獣管理計画の公表……………(“ ”) 3	
○土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)……………(“ ”) 4	
○土地改良区の役員の退任の届出……………(“ ”) 5	
○県営土地改良事業計画の策定(2件)……………(“ ”) 5	
○県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………(“ ”) 6	
○入札公告……………6	
教育委員会規則	
○宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………7	
公安委員会規則	
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………12	

告 示

宮崎県告示第 363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更について次のとおり届出があった。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称 所 在 地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
古賀訪問看護ステーションあおぞら	宮崎市	訪問看護ステーションあおぞら	古賀訪問看護ステーションあおぞら	平成23年10月17日
		宮崎市池内町数太木17	宮崎市池内町数太木17	

ニチイケアセンター西小路訪問看護ステーション	延岡市	49-1 ニチイケアセンター延岡訪問看護ステーション	63-3 ニチイケアセンター西小路訪問看護ステーション	平成27年4月1日
		延岡市古城町4丁目140番地	延岡市西小路6番地6	

宮崎県告示第 364号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-9	映画	昔々、ある所に、スケベな女達が住んでおりましたとき。	坂本組 <新日本映像>	平成27年5月25日
27年-10	映画	破廉恥熟女 ピンクな乳首を吸って!	新田組 <新日本映像>	
27年-11	映画	巨乳狩人 幻妖の微笑	加藤組 <オーピー映画>	
27年-12	映画	欲情処理課の女2 ノーパン大開脚	池島組 <新東宝映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 365号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣
イノシシ
- 2 狩猟期間を延長する区域
県内全域
- 3 延長する狩猟期間
毎年11月1日から翌年3月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間
平成27年5月29日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 366号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣
ニホンジカ
- 2 狩猟期間を延長する区域
延岡市北浦町古江に所在する宮崎県及び大分県の境界線と海岸線の交点を起点とし、同所から同海岸線を南に進み、宮崎市及び日南市の境界線の交点に至り、同所から同境界線を西に進み、宮崎市、日南市及び三股町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市及び三股町の境界線を北西に進み、宮崎市、都城市及び三股町の境界線の交点に至り、同所から都城市及び三股町の境界線を南西に進み、都城市、日南市及び三股町の境界線の交点に至り、同所から都城市及び日南市の境界線を南東に進み、都城市、日南市及び串間市の境界線の交点に至り、同所から都城市及び串間市の境界線を南に進み、宮崎県及び鹿児島県の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北西に進み、宮崎県、熊本県及び鹿児島県の境界線の交点に至り、同所から宮崎県及び熊本県の境界線を北に進み、宮崎県、熊本県及び大分県の境界線の交点に至り、同所から宮崎県及び大分県の境界線を東に進み、起点に至る線で囲まれた区域
- 3 延長する狩猟期間
毎年11月1日から翌年3月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間
平成27年5月29日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 367号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定により禁止された猟法の一部を解除する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 禁止された猟法の一部を解除する鳥獣
イノシシ及びニホンジカ
- 2 禁止された猟法の一部を解除する区域

県内全域

- 3 禁止された猟法のうち一部を解除する猟法
くくりわな（輪の直径が12cmを超えるもの）
- 4 禁止された猟法の一部を解除する期間
平成27年5月29日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 368号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定による狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 捕獲等の数の制限を解除する狩猟鳥獣
ニホンジカ
- 2 捕獲等の数の制限を解除する区域
県内全域
- 3 捕獲等の数の制限の解除の内容
1人1日当たりの捕獲等の数を1頭から制限なしとする。
- 4 捕獲等の数の制限を解除する期間
平成27年5月29日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 369号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委 託 先	委 託 期 間
ふるさと宮崎 応援寄附金	地銀ネットワークサー ビス株式会社 国分グローサーズチェ ーン株式会社 株式会社ココストア 株式会社ココストアイ ースト 株式会社サークルKサ ンクス 株式会社しんきん情報 サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セイコーマー ト 株式会社セーブオン 株式会社セブンーイレ ブン・ジャパン 山崎製パン株式会社 株式会社ファミリーマ ート 株式会社ポブラ ミニストップ株式会社 株式会社ローソン	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

宮崎県告示第 370号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、平成27年6月1日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 高 妻 和 寛
住所 宮崎市大字生目 325番地
- 2 契約の始期
平成27年4月1日
- 3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

保安林の平成27年における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	543.43
北川土流	土砂流出防備保安林	92.67
北川干害	干害防備保安林	1.56
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,154.88
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	155.41
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	11.68
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.62
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,043.73
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	22.70
五十鈴川干害	干害防備保安林	18.42
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,862.60
耳川土流	土砂流出防備保安林	101.04
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	248.09
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	47.94
一ッ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,892.00
一ッ瀬川土流	土砂流出防備保安林	111.69
一ッ瀬川干害	干害防備保安林	4.30
一ッ瀬川保健	保健保安林	3.60
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	809.67
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.92
小丸川下流干害	干害防備保安林	2.66
小丸川下流保健	保健保安林	1.92

川内川上流水かん	水源かん養保安林	700.54
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	59.72
川内川上流防風	防風保安林	0.46
川内川上流干害	干害防備保安林	19.94
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,305.44
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	160.24
大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.00
大淀川本流防風	防風保安林	0.68
大淀川本流干害	干害防備保安林	14.94
大淀川本流保健	保健保安林	5.44
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,602.44
本庄川土流	土砂流出防備保安林	12.12
本庄川防風	防風保安林	0.12
本庄川干害	干害防備保安林	2.74
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,409.77
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	68.21
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.60
広渡川水かん	水源かん養保安林	918.97
広渡川土流	土砂流出防備保安林	132.06
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.28
福島川水かん	水源かん養保安林	346.20
福島川土流	土砂流出防備保安林	6.75
福島川干害	干害防備保安林	1.99

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 4 条第 1 項の規定により、第11次鳥獣保護事業計画を変更した。

なお、当該事業計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルに係る宮崎県第二種特定鳥獣管理計画を定めた。

なお、当該計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 兼	森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4

(任期：平成28年3月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	横田 学	木城町大字椎木4592番地2

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	半渡 英俊	木城町大字椎木4078番地1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	小田原 久典	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理事	長 嶺 一 司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理事	田 中 幸 男	宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地1
理事	山 内 一 豊	宮崎市南花ヶ島町 200番地
理事	杉 山 博	宮崎市花ヶ島町南赤江町2088番地1
理事	末 政 輝 弘	宮崎市花ヶ島町立野1987番地末政アパート 101号
理事	岡 上 忠 弘	宮崎市花ヶ島町赤江町1293番地1
理事	西 森 洋 光	宮崎市花ヶ島町赤江町1362番地
理事	加 賀 正 浩	宮崎市下北方町戸林5289番地1
理事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東3丁目8番15号

理事	押 川 巧	宮崎市大橋3丁目 220番地
理事	日 高 順 一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地
理事	児 玉 静 雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
監 事	古 澤 廣 海	宮崎市花ヶ島町屋形町1220番地2
監 事	明 坂 隆 生	宮崎市神宮西1丁目71番地1

(任期：平成29年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	布 施 利 男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
理事	小田原 久典	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理事	長 嶺 一 司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理事	山 内 一 豊	宮崎市南花ヶ島町 200番地
理事	喜 多 守	宮崎市花ヶ島町南赤江町2091番地1
理事	末 政 輝 弘	宮崎市花ヶ島町立野1987番地末政アパート 101号
理事	岡 上 忠 弘	宮崎市花ヶ島町赤江町1293番地1
理事	古 澤 廣 海	宮崎市花ヶ島町屋形町1220番地2
理事	加 賀 正 浩	宮崎市下北方町戸林5289番地1
理事	大 野 重 光	宮崎市下北方町下郷5984番地
理事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東3丁目8番15号
理事	押 川 巧	宮崎市大橋3丁目 220番地
理事	日 高 順 一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地
理事	児 玉 静 雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
監 事	明 坂 隆 生	宮崎市神宮西1丁目71番地1
監 事	田 中 幸 男	宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地田中アパート 103号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	日高 強	国富町大字深年3089番地 1
理事	日高 登久	西都市大字下三財8558番地
理事	白尾 道弘	国富町大字深年4803番地 2
理事	黒木 透	国富町大字須志田 805番地 1
理事	児玉 廣幸	西都市大字上三財 138番地 284
理事	三根 正則	国富町大字八代北俣1974番地28
理事	大西 猛己	国富町大字三名3957番地
理事	日高 康雄	西都市大字山田4672番地
理事	杉尾 林	西都市大字荒武3345番地 1
理事	宇野 美志男	西都市大字下三財2540番地 1
理事	三浦 修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地 1
理事	福田 誠	宮崎市佐土原町下那珂2953番地50
理事	高橋 武彦	綾町大字北俣 992番地イ - 1
理事	黒木 幸明	綾町大字南俣2524番地
監事	武田 吉則	国富町大字須志田 410番地
監事	赤池 克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
監事	日高 敏幸	西都市大字荒武3460番地

(平成31年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	日高 強	国富町大字深年3089番地 1
理事	西 親 秋	綾町大字入野 820番地
理事	杉尾 林	西都市大字荒武3345番地 1
理事	三浦 修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地 1

理事	落合 信吾	国富町大字深年5054番地 1
理事	武田 吉則	国富町大字須志田 410番地
理事	奥野 光	西都市大字上三財1277番地
理事	矢野 義光	国富町大字八代北俣1965番地
理事	大西 猛己	国富町大字三名3957番地
理事	日高 康雄	西都市大字山田4672番地
理事	宇野 美志男	西都市大字下三財2540番地 1
理事	日高 登久	西都市大字下三財8558番地
理事	福田 誠	宮崎市佐土原町下那珂2953番地50
理事	高橋 武彦	綾町大字北俣 992番地イ - 1
監事	若松 昭雄	国富町大字八代北俣2805番地 2
監事	塩谷 交秋	西都市大字下三財1869番地
監事	阿久根 清見	綾町大字北俣1740番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水陸土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	竹原 春男	都城市高城町穂満坊84番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、大内原地区県営土地改良事業（川南町、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年6月1日から平成27年6月29日まで
- 縦覧場所
川南町役場農地課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。

）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により下谷地区県営土地改良事業（木城町、ため池等整備事業（小規模ため池））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年6月1日から平成27年6月29日まで
- 3 縦覧場所
木城町役場産業振興課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、第2内山地区4換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年6月1日から平成27年6月29日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所
- 4 その他
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮

崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 普通科等教育用コンピュータ機器 1式
 - (2) 借入物品の特質等 明細書による。
 - (3) 納入期限 平成27年8月31日
 - (4) 契約期間 平成27年9月1日から平成32年8月31日まで（60月）
 - (5) 納入場所 明細書による。
 - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成27年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者であって

は、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年6月22日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7235
(2) 期間 平成27年6月1日から平成27年7月10日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び明細書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
(2) 期間 平成27年6月1日から平成27年6月22日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成27年6月22日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
(2) 提出期限 平成27年7月10日午後5時
(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁7号館3階 734号室

- (2) 日時 平成27年7月13日午後2時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7235

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required : Personal computers for school affairs : 1 unit
(2) Time limit for tender: 5:00.p.m. 10 July 2015
(3) Contact point for the notice: Management Section, Finance and Welfare Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

教育委員会規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月1日

宮崎県教育委員会委員長 島原俊英

宮崎県教育委員会規則第13号

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則(昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号を次のように改める。

様式第 7 号 (その 1) (第 6 条関係)

(表面)

育英資金借用証書

(高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部・専修学校 (高等課程))

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

借 受 人 (自 署)	採用決定番号		学校名		
	フリガナ				
	氏 名				印
	生 年 月 日	年	月	日	
	住 所	〒			
電 話 番 号			携 帯 電 話 番 号		

貸 与 期 間	年 月 ~ 年 月
育英資金の種類	一般育英資金 へき地育英資金
通 学 の 形 態	自 宅 自 宅 外
貸 与 月 額	円
貸 与 総 額 (借用申込金額)	円
返 還 方 法	月 賦 半年賦 年 賦
返 還 期 間	年 月 ~ 年 月

※借用確定金額	円
---------	---

上記のとおり宮崎県育英資金貸与条例 (以下「条例」という。) に基づく育英資金を借用します。ついては、私及び連帯保証人は、条例その他の規程を遵守するとともに、次の事項に同意し、育英資金の返還義務を誠実に履行します。

- (1) 正当な理由なく育英資金の返還を怠ったときに次の措置を取られること。
 - ア 延滞利息を課されること。
 - イ 返還期限にかかわらず、宮崎県教育委員会の指定した日までに、返還未済の金額に対し、一括返還を請求されること。
 - ウ 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。
- (2) 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときは、私及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、宮崎県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。
- (3) 上記「※借用確定金額」について、裏面の貸与総額一覧表の貸与総額を限度として、借用金額が確定したときに、宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

注 意 事 項	1 借受人、第一連帯保証人、第二連帯保証人は必ず自署し、印鑑は各自のものを押印すること。 学校名、氏名、住所等、 記入すべき欄は必ず記入し 、記入漏れがないようにすること。 2 貸与期間、育英資金の種類、通学の形態、貸与月額、貸与総額は、決定通知等に記載されている内容を記入すること。 3 育英資金の種類、通学の形態、返還方法は、該当するいずれかに○をすること。 4 返還期間は、貸与期間の4倍 (最長20年) 以内の期間を記入すること。
------------------	--

(裏面)

育英資金の借用については、表面の事項に同意するとともに、借受人と借受債務について連帯して負担します。

第一連帯保証人 (自署)	フリガナ			
	氏名	実印		
	生年月日	年 月 日	借受 との関係	借受人の()
	住所	〒		
	電話番号		携帯電話番号	
	勤務先			
	勤務先住所	〒		
	勤務先電話番号			

第二連帯保証人 (自署)	フリガナ			
	氏名	実印		
	生年月日	年 月 日	借受 との関係	借受人の()
	住所	〒		
	電話番号		携帯電話番号	
	勤務先			
	勤務先住所	〒		
	勤務先電話番号			

(1) 貸与総額一覧表(一般育英資金) (単位:円)

貸与 月数	区 分	国公立		私立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
12	自 宅	18,000	216,000	30,000	360,000
12	自宅外	23,000	276,000	35,000	420,000
24	自 宅	18,000	432,000	30,000	720,000
24	自宅外	23,000	552,000	35,000	840,000
36	自 宅	18,000	648,000	30,000	1,080,000
36	自宅外	23,000	828,000	35,000	1,260,000
48	自 宅	18,000	864,000	30,000	1,440,000
48	自宅外	23,000	1,104,000	35,000	1,680,000
60	自 宅	18,000	1,080,000	30,000	1,800,000
60	自宅外	23,000	1,380,000	35,000	2,100,000

(2) 貸与総額一覧表(へき地育英資金) (単位:円)

貸与 月数	区 分	国公立		私立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
12	自 宅	27,000	324,000	34,000	408,000
12	自宅外	38,000	456,000	45,000	540,000
24	自 宅	27,000	648,000	34,000	816,000
24	自宅外	38,000	912,000	45,000	1,080,000
36	自 宅	27,000	972,000	34,000	1,224,000
36	自宅外	38,000	1,368,000	45,000	1,620,000
48	自 宅	27,000	1,296,000	34,000	1,632,000
48	自宅外	38,000	1,824,000	45,000	2,160,000
60	自 宅	27,000	1,620,000	34,000	2,040,000
60	自宅外	38,000	2,280,000	45,000	2,700,000

様式第 7 号 (その 2) (第 6 条関係)

(表面)

収 入 印 紙	<h2 style="margin: 0;">育英資金借用証書</h2> <p style="font-size: small; margin: 0;">(大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校)</p>			年 月 日
宮崎県教育委員会 殿				
借 受 人 (自 署)	採用決定番号		学校名	
	フリガナ			
	氏 名			印
	生 年 月 日	年 月 日		
	住 所	〒		
	電 話 番 号		携 帯 電 話 番 号	
貸 与 期 間	年 月 ~ 年 月			
育英資金の種類	一般育英資金	へき地育英資金		
通 学 の 形 態	自 宅	自 宅 外		
貸 与 月 額				円
貸 与 総 額 (借用申込金額)				円
返 還 方 法	月 賦	半年賦	年 賦	
返 還 期 間	年 月 ~ 年 月			
※借用確定金額		円		
上記のとおり宮崎県育英資金貸与条例 (以下「条例」という。) に基づく育英資金を借用 します。ついては、私及び連帯保証人は、条例その他の規程を遵守するとともに、次の事項 に同意し、育英資金の返還義務を誠実に履行します。				
(1) 正当な理由なく育英資金の返還を怠ったときに次の措置を取られること。 ア 延滞利息を課されること。 イ 返還期限にかかわらず、宮崎県教育委員会の指定した日までに、返還未済の金額に 対し、一括返還を請求されること。 ウ 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。				
(2) 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときは、私及び連帯保証人の住所、 居所、勤務先、資産、収入等について、宮崎県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係 する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者 が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。				
(3) 上記「※借用確定金額」について、裏面の貸与総額一覧表の貸与総額を限度として、 借用金額が確定したときに、宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。				
注 意 事 項	1 借受人、第一連帯保証人、第二連帯保証人は必ず自署し、印鑑は各自のものを押印すること。 学校名、氏名、住所等、 記入すべき欄は必ず記入し 、記入漏れがないようにすること。 2 貸与期間、育英資金の種類、通学の形態、貸与月額、貸与総額は、決定通知等に記載されている内容を記入 すること。 3 育英資金の種類、通学の形態、返還方法は、該当するいずれかに○をすること。 4 返還期間は、貸与期間の 4 倍 (最長 20 年) 以内の期間を記入すること。			

(裏面)

育英資金の借用については、表面の事項に同意するとともに、借受人と借受債務について連帯して負担します。

第一連帯保証人(自署)	フリガナ			
	氏名	実印		
	生年月日	年	月	日
	住所	〒		
	電話番号	携帯電話番号		
	勤務先			
	勤務先住所	〒		
	勤務先電話番号			

第二連帯保証人(自署)	フリガナ			
	氏名	実印		
	生年月日	年	月	日
	住所	〒		
	電話番号	携帯電話番号		
	勤務先			
	勤務先住所	〒		
	勤務先電話番号			

(1) 貸与総額一覧表(大学) (単位:円)

貸与月数	区分	国公立		私立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
24	自宅	44,000	1,056,000	53,000	1,272,000
24	自宅外	50,000	1,200,000	63,000	1,512,000
48	自宅	44,000	2,112,000	53,000	2,544,000
48	自宅外	50,000	2,400,000	63,000	3,024,000
72	自宅	44,000	3,168,000	53,000	3,816,000
72	自宅外	50,000	3,600,000	63,000	4,536,000

(2) 貸与総額一覧表(専修学校(専門課程)・短期大学) (単位:円)

貸与月数	区分	国公立		私立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
12	自宅	44,000	528,000	52,000	624,000
12	自宅外	50,000	600,000	59,000	708,000
24	自宅	44,000	1,056,000	52,000	1,248,000
24	自宅外	50,000	1,200,000	59,000	1,416,000
36	自宅	44,000	1,584,000	52,000	1,872,000
36	自宅外	50,000	1,800,000	59,000	2,124,000
48	自宅	44,000	2,112,000	52,000	2,496,000
48	自宅外	50,000	2,400,000	59,000	2,832,000

(3) 貸与総額一覧表(高等専門学校(括弧書き内はへき地育英資金)) (単位:円)

貸与月数	区分	国公立		私立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
12	自宅	18,000(27,000)	216,000(324,000)	30,000(34,000)	360,000(408,000)
12	自宅外	23,000(38,000)	276,000(456,000)	35,000(45,000)	420,000(540,000)
24	自宅	18,000(27,000)	432,000(648,000)	30,000(34,000)	720,000(816,000)
24	自宅外	23,000(38,000)	552,000(912,000)	35,000(45,000)	840,000(1,080,000)
36	自宅	18,000(27,000)	648,000(972,000)	30,000(34,000)	1,080,000(1,224,000)
36	自宅外	23,000(38,000)	828,000(1,368,000)	35,000(45,000)	1,260,000(1,620,000)
48	自宅	18,000(27,000)	864,000(1,296,000)	30,000(34,000)	1,440,000(1,632,000)
48	自宅外	23,000(38,000)	1,104,000(1,824,000)	35,000(45,000)	1,680,000(2,160,000)
60	自宅	18,000(27,000)	1,080,000(1,620,000)	30,000(34,000)	1,800,000(2,040,000)
60	自宅外	23,000(38,000)	1,380,000(2,280,000)	35,000(45,000)	2,100,000(2,700,000)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに育英資金の貸与を受けていた者に係る育英資金借用証書については、この規則による改正後の宮崎県育英資金貸与条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6 月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第 5 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																							
<p>(講習の実施者等)</p> <p>第37条 法第 108条の 2 第 1 項各号に掲げる講習は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとする。</p> <p>(1) 法第 108条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号から第 9 号まで及び第11号から第13号までに掲げる講習 公安委員会又は公安委員会が委託した者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(受講の申請等)</p> <p>第38条 法第 108条の 2 第 1 項各号に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(講習修了証書等の交付)</p> <p>第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>申請、届出又は交付</th> <th>経由機関</th> <th>申請又は届出等の様式</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>認知機能検査員講習の受講申請</td> <td>〃</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	56	[略]	[略]	[略]	[略]	57	認知機能検査員講習の受講申請	〃	[略]	<p>(講習の実施者等)</p> <p>第37条 法第 108条の 2 第 1 項各号に掲げる講習は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとする。</p> <p>(1) 法第 108条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号から第 9 号まで及び第11号から第14号までに掲げる講習 公安委員会又は公安委員会が委託した者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(受講の申請等)</p> <p>第38条 法第 108条の 2 第 1 項各号に掲げる講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 法第 108条の 2 第14号に掲げる講習（以下「<u>自転車運転者講習</u>」という。） <u>自転車運転者講習受講申請書（別記様式第 35号の 3 の 2）</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(講習修了証書等の交付)</p> <p>第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>自転車運転者講習 自転車運転者講習終了証書（別記様式第39号の 3）</u></p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>申請、届出又は交付</th> <th>経由機関</th> <th>申請又は届出等の様式</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>56の 2</td> <td>自転車運転者講習の受講申請</td> <td>交通企画課長</td> <td>〃第35号の 3 の 2</td> <td>1 通</td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>認知機能検査員講習の受講申請</td> <td>運転免許課長</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	56	[略]	[略]	[略]	[略]	56の 2	自転車運転者講習の受講申請	交通企画課長	〃第35号の 3 の 2	1 通	57	認知機能検査員講習の受講申請	運転免許課長	[略]												
番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数																																																				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																				
56	[略]	[略]	[略]	[略]																																																				
57	認知機能検査員講習の受講申請	〃	[略]	[略]																																																				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																				
番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数																																																				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																				
56	[略]	[略]	[略]	[略]																																																				
56の 2	自転車運転者講習の受講申請	交通企画課長	〃第35号の 3 の 2	1 通																																																				
57	認知機能検査員講習の受講申請	運転免許課長	[略]	[略]																																																				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																				

別記様式第35号の3の次に次の1様式を加える。

様式第35号の3の2 (第38条関係)

自転車運転者講習受講申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

受 講 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
受 講 年 月 日		年 月 日
手 数 料 (収 入 証 紙) (貼 付 欄)		
備 考		

別記様式第39号の2の次に次の1様式を加える。

様式第39号の3 (第39条関係)

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

宮崎県公安委員会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。